

# 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会安全衛生管理規程

## (目的)

**第1条** この規程は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則（以下「法」という。）並びに社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員就業規則、非常勤職員就業規則、再雇用職員就業規則、介護事業職員就業規則、介護事業非常勤職員就業規則、介護事業再雇用職員就業規則、登録ヘルパー就業規則、保育事業職員就業規則、保育事業非常勤職員就業規則及び保育事業再雇用職員就業規則に基づき、安全衛生管理についての基本的な事項を定め、もって職員の安全と健康を保持すると共に、災害及び事故を未然に防止することを目的とする。

## (責務)

**第2条** 本会は安全衛生管理の体制を確立し、災害防止及び健康増進を図るために必要な措置を講じる。

- 2 会長は衛生管理者及び衛生推進者が、その職務を遂行可能な程度に権限を委任し、その職務の遂行状況について監督しなければならない。
- 3 職員は法及び本規程を誠実に遵守すると共に、本規程の目的達成に努めなければならない。

## (法定管理者等の選任)

**第3条** 安全衛生管理を遂行するため、法に基づき管理者を次のとおり置く。

- (1) 職員が50人以上の施設に衛生管理者を置く。
- (2) 職員が10人以上50人未満の施設に衛生推進者を置く。
- (3) 職員が50人以上の施設に産業医を置く。
- (4) 職員（衛生に関する経験を有する者）

## (衛生管理者の職務)

**第4条** 衛生管理者は、次の職務を行う。また、第5条の衛生推進者の職も行う。

- (1) 健康に異常のある者の発見
- (2) 作業環境の衛生上の調査
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- (5) 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項

- (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
- (7) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録など
- (8) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など

2 少なくとも毎週 1 回施設内を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

(衛生推進者の職務)

**第 5 条** 衛生推進者は、次の職務を行う。

- (1) 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (2) 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 安全衛生教育に関すること。
- (5) 異常な事態における応急措置に関すること。
- (6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病及び休業等の統計の作成に関すること。
- (8) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

(産業医の職務)

**第 6 条** 産業医は、次の職務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
  - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
  - (3) 作業の管理に関すること。
  - (4) 職員の健康管理に関すること。
  - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
  - (6) 衛生教育に関すること。
  - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、会長に対し、職員の健康管理等について必要な勧告をすること。また、職員の健康障害の防止に関して、衛生管理者及び衛生推進者に対する指導、助言すること。

- 3 少なくとも毎月 1 回施設等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

(安全衛生委員会)

**第 7 条** 職員が 50 人以上の施設は安全衛生委員会を設置し、委員長にその施設長が当たることとし、委員は労使双方からなる 8 人以上で編成する。

## 2 安全衛生委員会の開催

委員会の開催は月 1 回とし、委員長が招集する。

ただし、委員長が必要と認めたときは、その都度開催する。

(委員会の任務)

**第 8 条** 委員会は、次の事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険を防止し、又は、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全又は衛生に関すること。
- (3) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、職員の危険の防止及び健康阻害の防止に関する事項

(教育の姿勢)

**第 9 条** 衛生管理者及び衛生推進者は常時職員に安全衛生に関する教育を実施すること。

- 2 衛生管理者及び衛生推進者は、安全衛生に関する事項を朝礼及び打合せ時等の機会に説明し、安全衛生意識が習性化するように努めなければならない。

(教育計画)

**第 10 条** 安全衛生教育計画は、対象・内容・形式・担当・教材・時期・時間数等について検討し、適切な計画をたてて実施する。

(教育の方法)

**第 11 条** 安全衛生教育は本会内で実施する以外に、本会外講習・研修も併せて行うこととする。

(安全衛生点検)

**第 12 条** 災害の未然予防を図るため、次の区分により点検を行う。

- (1) 日常点検 各施設において、就業前後に行う安全点検
- (2) 定期点検 各施設において、一定の期日を定めて行う点検
- (3) 巡視点検 安全衛生委員会による 2 か月に 1 回、巡視する点検

点検結果は法に定める期間（３年間）保管しなければならない。

（巡視点検）

**第 13 条** 安全衛生委員会は２か月に１回、安全衛生委員会の委員による巡視点検を行う。

２ 安全衛生委員会は巡視点検の結果、改善の必要を認めた事項について、改善勧告書を発行する。

３ 当該勧告を受けた事業の管理者等は、改善又は応急処置した事項を安全衛生委員会に報告しなければならない。

４ 安全衛生委員会は改善内容を確認し、委員長にその旨報告する。

５ 巡視点検の方法等については安全衛生委員会で決定する。

（健康診断）

**第 14 条** 健康診断は定期健康診断と雇入時健康診断に分け、各々法に定める回数を行う。

２ 健康診断の項目は法に定めるもの及びそれ以外について、産業医は検査医師が必要と認めるものについて行う。

３ 職員は健康診断を受けなければならない。

４ 健康診断の結果、有所見者について、産業医は適切な指導を行う。就業制限・配置転換は医師の意見を聴取し、安全衛生委員会が協議し会長へ報告し、会長が決定・指示する。

（交通安全）

**第 15 条** 職員は定められた規則を遵守するとともに交通安全に努めなければならない。

（委任）

**第 16 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

**附 則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。